

さいたま市水道だより

水と生活

2024.4
No. 182



特集

●水道料金の使い道

～どんなことに水道料金は使われているの?～

どうなってるの?
さいたま市の水道
を発行しました!

各区役所情報公開コーナーにて、
閲覧及び貸出ができます。



▲こちらからも
ご覧いただけます。

水道に関するお問合せは、水道局電話受付センターまでお願いします

- 引越しなどで、新たに水道を使い始めるとき又は水道の使用をやめるとき
 - 使用中止の水道を工事などで使いたいとき……使用中止の水道を、リフォームや家の取り壊しなどで一時的にお使いになるとき
 - 共同住宅の世帯数異動があったとき……「共同住宅用」として認定された建物で世帯数が増えたり減ったとき
- ※上記の手続きは、インターネットでも行うことができます。

水道料金の減額について

右記に該当する水道使用者(給水契約者)の方は、お申込みにより1か月の水道料金のうち口径13mmの基本料金相当額を減額することができます。なお、給水契約者以外の方は、取扱いが異なります。

※下水道使用料についても、併せて減額又は免除されます。

- 生活保護法により生活扶助を受給されている方
- 水道を使用する方全員の市民税・県民税が非課税の世帯
- 児童扶養手当を受給されている方
- 東日本大震災などにより被災された方
- 令和6年能登半島地震により被災された方



▲市水道局HPは
こちらから

問合せ 水道局電話受付センター TEL 665・3220 FAX 665・5536 ※8時～21時(年中無休)

道路漏水を発見したら(携帯電話からもつながります) 0120・189・240 ※24時間365日対応(通話料無料)